

# 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 34 年高砂市条例第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度上半期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）の財政事情を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 1 日

高砂市長 都 倉 達 殊

令和 5 年度上半期  
財政事情の公表

高砂市

# 高砂市の財政事情

## 目次

|   |                      |       |   |
|---|----------------------|-------|---|
| 1 | 令和5年度財政の概況           | ..... | 1 |
| 2 | 令和5年度収入及び支出の状況       | ..... | 2 |
| 3 | 令和5年度住民の負担状況         | ..... | 6 |
| 4 | 令和5年度財産、公債及び一時借入金の状況 | ..... | 7 |

# 1 令和 5 年度財政の概況

## (1) 一般会計

令和 5 年度一般会計予算額は、当初 39,964,366,000 円でしたが、その後 4 回にわたる予算の補正 2,516,483,000 円を追加し、これに令和 4 年度から令和 5 年度へ繰り越した予算 1,465,094,000 円を加えると、上半期現計予算額は、43,945,943,000 円となりました。

なお、令和 5 年 9 月 30 日現在における収入済額は、17,863,087,825 円であり、予算に対する収入率は 40.6 パーセントです。支出済額は、15,073,226,780 円であり、対予算執行率は、34.3 パーセントです。

## (2) 特別会計

令和 5 年度特別会計予算額は、国民健康保険事業特別会計など 3 会計で、当初 18,646,953,000 円でありましたが、その後予算の補正を行い、上半期現計予算額は、18,994,429,000 円となりました。

なお、令和 5 年 9 月 30 日現在における収入済額は、7,096,771,466 円であり、予算に対する収入率は 37.4 パーセントです。支出済額は、7,177,210,663 円であり、対予算執行率は、37.8 パーセントです。